



伏見

よもやま

かわらばん

2026

No.188

3・4月号

編集発行人

税理士法人

伏見会計事務所

〒420-0804

静岡市葵区竜南3丁目10-18

TEL (054) 246-2433 (代)

FAX (054) 246-9389

E-mail: kaikei@t-fushimi.co.jp

URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



資産税に係る令和8年度税制改正のポイント

昨年末に令和8年度税制大綱が公表されました。
今回はその中から資産税に係る気になる改正の
ポイントをお伝えいたします。

1 貸付用不動産の評価の見直し

被相続人等が課税時期5年以内に取得又は新築した貸付用不動産の評価については課税時期における通常取引価額(課税上弊害のない限り取得等価額を基に地価の変動等を考慮した80%相当額)とする。

適用時期・・・令和9年1月1日以後の相続、贈与

2 不動産小口化商品の評価の見直し

取得時期にかかわらず課税時期における通常取引価額(課税上弊害のない限り事業者等が示した適正な処分価額等)とする。

適用時期・・・令和9年1月1日以後の相続、贈与

3 教育資金の一括贈与の非課税措置の期限延長なし

令和8年3月31日をもって終了。延長の予定なし

4 事業承継税制の計画提出期限の延長

特例承認計画の提出期限につき法人版については令和8年末から令和9年9月末に、個人版について令和10年9月末に延長する。

★今後明らかになっていく詳細内容等について注目していきましょう。
ご質問、ご相談は担当者までお願いいたします。

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等がございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433



行政書士法人 **葵事務所** です!!

いろいろな業務を扱っています。
まずはお気軽にご相談ください。



行政書士法の一部を改正する法律が、
令和8年1月1日に施行されました。



<https://www.qyosei.or.jp/info>

行政書士は、行政書士法に基づく国家資格者で、他人の依頼を受け報酬を得て役所に提出する許認可等の申請書類の作成並びに提出手続代理、遺言書等の権利義務、事実証明及び契約書の作成等を行っています。

行政書士又は行政書士法人でない者は、これらの業務を行うことができないと規定されていますが、改正法においては、本規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすることとされました。

「報酬を得て」とは、書類作成という役務の提供に対する対価の支払いを受けることですが、この改正によって、「会費」等のいかなる名目であっても「報酬」に該当することが明確にされました。



★ ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

葵事務所 / 行政書士：西村まで **054-247-6148**



伏見よもやまかわらばんは伏見会計事務所の
ホームページでも見ることができます!

ホームページでは詳しい
業務紹介やスタッフ紹介も
していますので、
是非ご覧ください!

第一グループ
伏見会計事務所

検索!



URL <http://www.t-fushimi.co.jp>



伏見会計事務所のInstagramページ更新中!!

伏見会計内での日々の出来事やお知らせを
Instagramでもご紹介できるよう
になりました。フォローして必要な情報を
活用してください。



DAIICHI GROUP_SIZUOKA



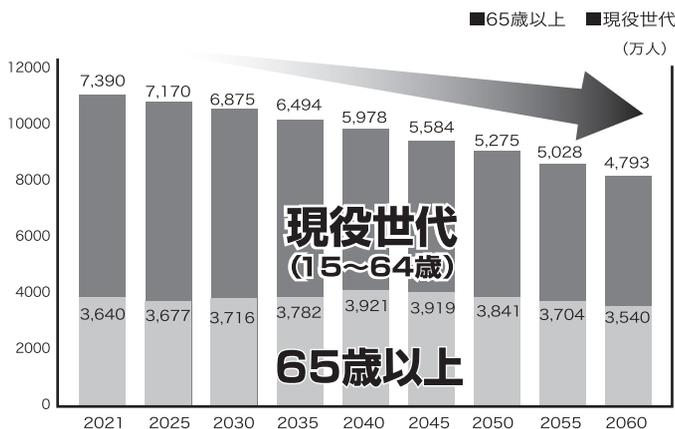
従業員保証についてぜひ一度ご検討ください!!

少子高齢化に伴い、人材不足は年々深刻な経営課題になってきています。人材の定着には、処遇面の向上だけでなく、福利厚生制度の充実が効果的です。ぜひ一度、生命保険を活用した福利厚生制度の充実をご検討ください。

労働人口が減っており、深刻な人手不足が予想されます。

■「現役世代」の人口は減少していきます。

■日本の将来人口推計

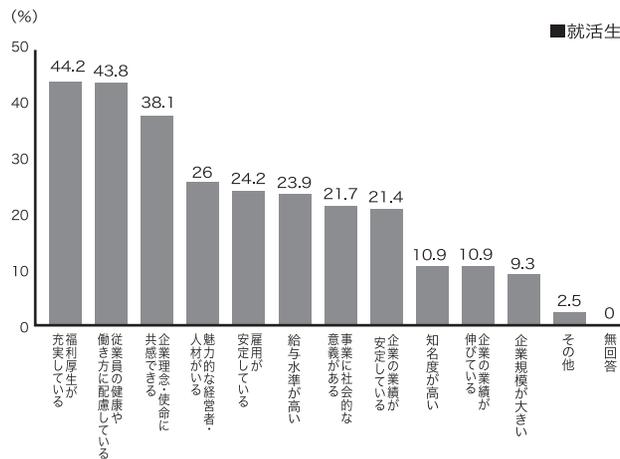


【出典】2021年：総務省統計局「人口推計(2021年11月総人口概算)」
～2060年：国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口(平成29年推計))

人材が企業に求めることは？

■就活生は企業選びにおいて、健康や働き方に配慮しているか、福利厚生が充実しているかを重視しています。

■(就活生) 将来、どのような企業に就職したいか。(3つまで)

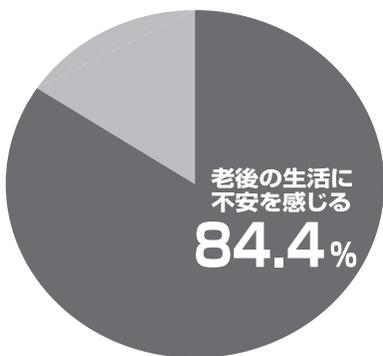


【出典】経済産業省ヘルスケア産業課「健康経営の推進について」

人材は老後の生活についてはどう考えているのでしょうか？

■「老後の生活」を不安に思う人は8割以上

■「老後生活」に対する不安はありますか？

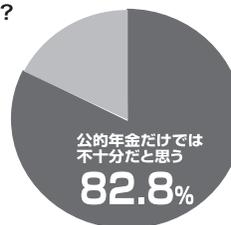


【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」をもとに作成

■多くの人が経済面での不安を感じています。

■公的年金だけでは不十分だと思いますか？

「老後の生活」に不安を感じる人のうち、具体的な不安の内容を確認(複数回答)したところ、82.8%の人が「公的年金だけでは不十分」と回答しており、多くの人が老後の生活に対して経済的不安を持っていることが分かります。

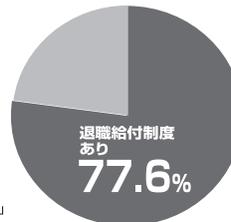


【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」をもとに作成

従業員が安心して働く環境づくり

■退職給付金制度はありますか？

退職給付制度のある企業は77.6%となっています。



【出典】厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」従業員30～99人の企業

良い人材を確保し、人材が安心して働ける職場づくりには生命保険を活用した

「保障確保」と「退職金準備」が効果的です。

人材不足という経営課題の解決に向けて、生命保険の活用をご検討ください。



● 保険についてのお問い合わせは……

(株)第一経営 / 小池まで 054-246-4401



既存パートタイマーを戦力化する 人手不足対策の新しい仕組み (国の支援制度あり!)

◆次のような悩みを抱える方にオススメです

- ・採用しても人がなかなか定着しない
 - ・せっかく教育した人材が辞めてしまう
 - ・今いる優秀なパートタイマー・アルバイトにもう少し働いてもらえたら助かる
 - ・増員は難しいが戦力は増やしたい
- このような状況が続くと採用コスト増加・現場負担増加・生産性低下につながります

◆新しい仕組み

新規採用を行わずすでに勤務している短時間パートタイマー・アルバイトの労働時間を延ばして戦力化・定着を図る事業主を支援する国の制度があります。

- ・すでに教育済みの人材を活用
- ・業務に対する理解があるため即戦力
- ・無理に正社員化までする必要なし

この制度を利用することで人件費増加の初期負担を抑えながら実施することが可能。

◆経営面でのメリット

- 採用コスト・面接・教育コストが不要
- 将来的に正社員化を検討する「前段階」として使用
- 現場の安定につながる
- 助成額は一人当たり最大75万円
- 人件費増の一部を国の助成で補填が可能 (条件により異なります)

◆少ないリスクで施策可能

- 対象者は限定可能
- 合わなければ正社員化まですすめる必要なし
- 労働条件を整理するため、後々の労務トラブル防止に役立つ

◆実施までの流れ



まずは対象になりそうな社員がいるかどうかを整理してみてもいいかもしれません。

■お問い合わせは……第一労務事務所 社会保険労務士：鈴木・山口まで **054-246-4774**

■ 編集後記 ■

年度が変わり、何となく気持ちが寂しくなってしまうなんて事もあるかもしれません。そんな時、自分には沢山のサポーターが居ると思っただいじゃないですか？

私達の体の中にはずっと古来から先祖より引き継がれてきた血やDNAが残っています。自分の中から湧き出るパワーはきっと過去から受け継いだ物凄いエネルギーです。ご先祖様が皆で応援してくれてるんだと思うと、過去のたくさんのご先祖は何人いるでしょうか？

私達は毎日、東京ドームでコンサートしてるぐらいご先祖様から応援されていると思うと勇気が湧いてきませんか。



「植物大好き」



ハーレクインフラワー アヤメ科

別名、スバラキシス、スイセンアヤメ (水仙菖蒲)。

ハーレクインとは「道化師」という意味があるそうです。お花の鮮やかな3色からピエロの衣装を思わせると、そんな名前になったそうです。

花言葉は「陽気な人生」。

初めて見た時にあんまりキレイな色で心惹かれる花だったので思わず写真を撮りました。

花言葉を知ってますます好きに。

お庭のアクセントにこの花を植えたら何だか本当に楽しい毎日になりそうですね。お花屋さんの中々見当たらないので目下、捜索中です。